

令和6年11月29日付け県公報第574号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年6月13日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 測量機関
静岡県
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間
変更前 令和6年11月15日から令和7年3月10日まで
変更後 令和6年11月15日から令和7年7月31日まで
- 4 作業地域
御前崎市上朝比奈ほか